

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年八月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

				第二号	指定番号
				建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
				令和八年七月三 十一日	指定の年月日
埼玉県和光市新倉四丁目千八百五十二番一まで	埼玉県和光市新倉四丁目千八百五十二番二から 埼玉県和光市新倉四丁目千八百二十五番まで	埼玉県和光市新倉四丁目千八百五十二番二から 埼玉県和光市新倉四丁目千八百二十五番まで	埼玉県和光市新倉四丁目千八百二十五番から 埼玉県和光市新倉四丁目千八百二十五番まで	埼玉県和光市新倉四丁目千八百十四番から 埼玉県和光市新倉四丁目二千三十四番まで	指定に係る道路の位置
九十五・〇四	八十一・九九	百九・三七	三百十四・五六		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	八・〇	十・五		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

				第二号	指定番号
				建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
				令和八年七月三十一日	指定の年月日
埼玉県和光市新倉三丁目二千七百一から 埼玉県和光市新倉三丁目二千九十四番一まで	埼玉県和光市新倉三丁目二千七百一から 埼玉県和光市新倉三丁目二千九十四番一まで	埼玉県和光市新倉四丁目二千三十四番から 埼玉県和光市新倉四丁目二千三十四番まで	埼玉県和光市新倉四丁目二千三十四番から 埼玉県和光市新倉四丁目二千三十四番まで	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
三十七・六三	百三十二・九四	六十四・二三	八十・七〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇		

第二号		指定番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定に係る道路の種類
令和八年七月三十一日		指定の年月日
埼玉県和光市新倉五丁目二百三十七番二、二百四十六番二の各先から 埼玉県和光市新倉三丁目二千八百四番六まで	埼玉県和光市新倉五丁目二百三十三番二から 埼玉県和光市新倉五丁目二百三十三番二まで	指定に係る道路の位置
八十九・三八	三十三・八七	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
七・〇	六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)